



令和5年3月

あやせ

**神奈川県
議会議員・
県知事選挙**

4月
9日

**綾瀬市
議会議員
選挙**

4月
23日

告示日 神奈川県議会議員選挙 3月31日(金)、県知事選挙 3月23日(木)

告示日 4月16日(日)

4月9日(日)は、神奈川県議会議員・県知事選挙、23日(日)は綾瀬市議会議員選挙の投票日です。投票は、午前7時から午後8時まで市内20ヶ所の投票所で行います。選挙は、私たちの意見や願いを政治に反映させる最大の機会です。棄権することなく、悔いのない一票を投じましょう。

**投票時間は、
午前7時から午後8時まで**

本市の選挙人名簿に登録されている方が投票できます。(裏面参照)



投票所入場整理券を発送します

県議会議員・県知事選挙：3月17日～23日頃
綾瀬市議会議員選挙：4月10日～14日頃
封筒の中に世帯員(4名まで1通)分の入場整理券が入っていますので、ご自分の券を切り離して投票所にお持ちください。

万一届いていない場合や紛失した場合でも投票できますので、投票所で係員に申し出てください。この場合、本人確認にご協力をお願いします。
※郵便事情により配送が遅れることもあります。

**選挙公報は、
各戸配布でお届けします**

県議会議員・県知事選挙：4月3日(月)頃～7日(金)
綾瀬市議会議員選挙：4月17日(月)頃～21日(金)の予定です。

上記期間を過ぎても配布されない場合は、選挙管理委員会にご連絡ください。また、市の公共施設(市役所・地区センター等)にも置かれるほか市のホームページでもご覧いただけます。

投票日に投票所に行けない方は、次の投票方法により投票できます。

期日前投票制度

投票日当日に、仕事や用事などの理由で投票所に行くことができない方を対象にした制度です。選挙人本人が投票用紙を直接投票箱に投函できます。

- 持参するもの 投票所入場整理券
投票所入場整理券同封の期日前投票用請求書(兼宣誓書)
- 期日前投票所 綾瀬市役所1階 J1-1会議室
- 投票期間 県知事：3月24日(金)～4月8日(土)
県議会議員：4月1日(土)～4月8日(土)
市議会議員：4月17日(月)～4月22日(土)
- 投票時間 午前8時30分～午後8時

《ご注意ください》

- 投票所入場整理券が未着あるいは持参忘れの場合でも投票できます。
- 投票所入場整理券同封の期日前投票用請求書(兼宣誓書)にあらかじめ記入をしてお持ちいただくと受付がスムーズです。
- 期間中に18歳になる方は、18歳に達した日以降となります。それ以前は不在者投票制度による投票となります。(右記参照)
- ※4月1日(土)以降でない、県議会議員選挙と県知事選挙を同時に期日前(不在者)投票することができませんのでご注意ください。

郵便等投票制度

重度の障がい等がある方かつ自署できる方のうち、次のいずれかに該当する場合は、郵便等による不在者投票ができます。あらかじめ事前の登録と申請(投票日の4日前まで)が必要になりますので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

介護保険法上の要介護認定を受けている方で下記に該当	身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が下記に該当	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が下記に該当										
要介護5	<table border="1"> <tr> <td>免疫・肝臓の障がい</td> <td>両下肢・体幹・移動機能の障がい</td> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい</td> </tr> <tr> <td>1級～3級</td> <td>1級または2級</td> <td>1級または3級</td> </tr> </table>	免疫・肝臓の障がい	両下肢・体幹・移動機能の障がい	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級～3級	1級または2級	1級または3級	<table border="1"> <tr> <td>両下肢・体幹の障がい</td> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい</td> </tr> <tr> <td>特別項症～第2項症</td> <td>特別項症～第3項症</td> </tr> </table>	両下肢・体幹の障がい	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	特別項症～第2項症	特別項症～第3項症
免疫・肝臓の障がい	両下肢・体幹・移動機能の障がい	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい										
1級～3級	1級または2級	1級または3級										
両下肢・体幹の障がい	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい											
特別項症～第2項症	特別項症～第3項症											

不在者投票制度

《市外に滞在している方》

仕事や学業などの理由で市外に滞在している場合は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

ご希望の方は、「請求書(兼宣誓書)」に必要事項を記入し、直接か郵送で綾瀬市選挙管理委員会へ提出してください。(持参は代理人でも可)
※「請求書(兼宣誓書)」用紙は、選挙管理委員会にて直接入手するか、市ホームページの「申請書等配信」からも印刷できます。

《病院や老人ホームに入院・入所している方》

指定された病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは入院・入所している施設に確認してください。

《期日前投票期間中に18歳に達する前に投票する方》

投票当日に、仕事や用事などの理由で投票所に行くことができない方で、期日前投票期間中に18歳に達する前に投票をする場合は、不在者投票となりますので、請求書(兼宣誓書)に必要事項を記入し、受付をしてから不在者投票による投票をすることができます。(投票箱への投函はできません。)

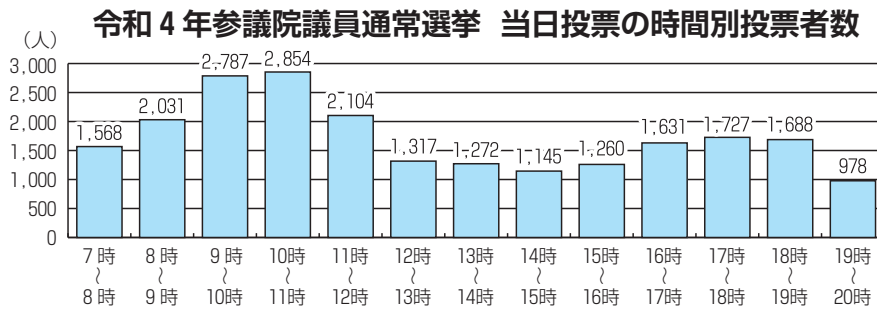
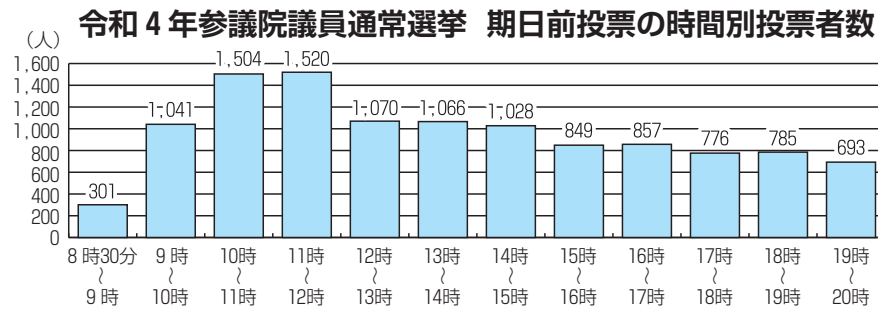
《代理記載投票》

郵便等投票による不在者投票の対象となる方で、次のいずれかに該当する方は、あらかじめ市の選挙管理委員会に届け出た代理記載人(選挙権を有する方)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が下記に該当
上肢または視覚の障がいの程度が1級
戦傷病者手帳の交付を受けている方で障がいの程度が下記に該当
上肢または視覚の障がいの程度が特別項症～第2項症

直近の選挙における 投票所の混雑状況について

これらのグラフは、期日前投票所と選挙当日の投票所の時間別投票状況を示しています。期日前投票所では10時から12時にかけて、選挙当日の投票所では9時から11時にかけて混雑がピークに達する傾向にあります。



今回の選挙で投票できる方

今回の選挙の綾瀬市選挙人名簿への選挙時登録は県知事選挙が3月22日(水)、県議会議員選挙は3月30日(木)、綾瀬市議会議員選挙は4月15日(土)にそれぞれ行います。選挙人名簿に登録されるのは、県議会議員・県知事選挙が平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月30日以前に綾瀬市に住民登録をし、その後引き続き3か月間綾瀬市に住民登録がある方です。綾瀬市議会議員選挙が平成17年4月24日以前に生まれた方で、令和5年1月15日以前に綾瀬市に住民登録をし、その後引き続き投票日当日まで住民登録がある方です。

住所を変えていない方について

選挙名	生年月日	投票
県議会議員・県知事選挙	平成17年4月10日以前に生まれた方	投票できます
市議会議員選挙	平成17年4月24日以前に生まれた方	

綾瀬市に転入した方について

選挙名	転入届出日	投票
県知事・県議会議員選挙	令和4年12月22日以前	引き続き令和5年3月22日以前に綾瀬市に住民登録があれば綾瀬市で投票できます
	令和4年12月23日から同月30日以前	引き続き令和5年3月30日以前に綾瀬市に住民登録があれば3月30日以降に名簿登録後、綾瀬市で投票できます
	令和4年12月31日以降	県外から転入された方は投票できません。県内から転入された方は下記※を確認ください
市議会議員選挙	令和5年1月15日以前	引き続き投票日当日以前綾瀬市に住民登録があれば投票できます

市内で住所を移した方について

選挙名	転居届出日	投票
県議会議員・県知事選挙 市議会議員選挙	令和5年2月22日以前に転居の届出をした方	新住所地の投票所で投票できます
	令和5年2月23日以降に転居の届出をした方	前住所地の投票所で投票できます

綾瀬市から転出した方について

選挙名	市外転出先	投票
県知事選挙	県内市町村	令和4年12月23日から令和5年4月8日以前に転出し、令和5年4月8日以前に新住所地に転入届を出した方は下記※を確認ください
県議会議員選挙	県内市町村	令和4年12月31日から令和5年4月8日以前に転出し、令和5年4月8日以前に新住所地に転入届を出した方は下記※を確認ください
県知事・県議会議員選挙 市議会議員選挙	県外 市外	投票できません

※投票の際、綾瀬市の市民課で発行する「引き続き証明書」の提示又は引き続き県の区域内に住所を有することについての確認(引き続き確認)を受けることで、前住所地で投票できます。(ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている方)

投票所一覧

投票区	投票所の名称	所在地
落合第1	落合自治会館	落合南6丁目1番46号
落合第2	落合小学校(体育館)	落合北3丁目10番1号
中村	中村自治会館	深谷中5丁目23番35号
上深谷	上深谷自治会館	深谷上2丁目15番32号
大上第1	大上自治会館	大上5丁目9番41号
大上第2	大上会館	大上5丁目21番34号
蓼川	北の台地区センター	蓼川2丁目1番12号
寺尾第1	寺尾綾北自治会館	寺尾本町2丁目7番3号
寺尾第2	寺尾南自治会館	寺尾南2丁目3番16号
寺尾台	寺尾いづみ会館	寺尾台3丁目6番25号
寺尾中	綾北福祉会館	寺尾中1丁目3番22号
寺尾北	寺尾児童館(武道場)	寺尾北2丁目2番1号
小園	小園自治会館	小園398番地1
早川	早川自治会館	早川2934番地6
綾西	綾西自治会館	綾西2丁目11番14号
吉岡	吉岡自治会館	吉岡2316番地10
芝原	春日台中学校(武道場)	吉岡393番地1
上土棚第1	南部ふれあい会館	上土棚南1丁目5番10号
上土棚第2	綾南小学校(体育館)	上土棚中1丁目12番19号
上土棚第3	上土棚自治会館	上土棚北4丁目7番47号

統一地方選挙における新型コロナウイルス感染症対策について

市選挙管理委員会では、期日前投票所及び当日投票所内において、引き続き次の感染症対策を行い、有権者の皆様に安心して投票を行っていただけるよう努めて参ります。有権者の皆様におかれましても、投票所では消毒液による消毒、他の来場者の方との間隔を確保するための同時入場者数の制限などにご理解とご協力をお願いします。

○選挙管理委員会が行う感染症対策

- ・従事者はマスクを着用します。
- ・消毒液を設置します。
- ・定期的な換気を行います。
- ・記載台などの不特定多数の方が触れるものに、定期的に消毒します。
- ・消毒済みの筆記具をお渡しし、投票後に回収します。
- ・各記載台の設置間隔を空けます。
- ・同時入場者数の制限をします。
- ・入場待ちの列に間隔を空けた整列を行います。

○有権者の皆様にお願する感染症対策

- ・入場時・退場時の消毒液の使用、帰宅後の手洗いなどの手先衛生、うがいをお願いします。
 - ・投票所内では、咳エチケットにご協力ください。
 - ・周りの方との距離を保つようにしてください。
 - ・持参の鉛筆で投票用紙にご記入いただけます。
- ※なお、ボールペン(特に水性)で記入した文字が投票用紙でにじむことを避けるため、鉛筆やシャープペンシルの使用にご協力をお願いします。

速報

投票日当日の投開票速報は市ホームページでご覧いただけます

◆綾瀬市ホームページ <https://www.city.ayase.kanagawa.jp/index.html>

綾瀬市

検索

開票の日程

日時 県議会議員・県知事選挙 4月9日(日) 午後9時から
市議会議員選挙 4月23日(日) 午後9時から
場所 IIMURO GLASS綾瀬市民スポーツセンター体育館(大体育室)

